

博士論文（要約）

裁判権免除制度の規範構造再考

—免除の「事項的な(*ratione materiae*)」性格に着目して—

新倉 圭一郎

国家には、一般国際法上、他国の裁判所の裁判権行使から免除が認められている。今日、裁判権免除については、日本を含む多くの国家が、外国国家に対しては原則として裁判権を行使しえないとする「絶対免除主義」から、他国の「主権的行為 (acts *jure imperii*)」については裁判権を行使しえない (免除を付与する) が、「業務管理行為 (acts *jure gestionis*)」については法廷地国の裁判権行使を認める「制限免除主義」へと、その方針を変更しており、こうした「制限免除主義」の立場は慣習国際法を反映しているとも説かれる。そしてその上で、具体的にどのような事項について免除を否認し得るのかという各論に学説の関心が向けられている。

しかし、こうした各論に議論を集中させる前段階として、そもそも、「絶対免除主義から制限免除主義へ移行した」ことが国際法上どのような意味をもつのか十分に検討されてきたとはいえない。「制限免除主義」と呼ばれる実行は、国家の「主権的行為」という訴訟事項の性質に着目して管轄権行使を控える「事項的な (*ratione materiae*)」判断であるが、それに対して、裁判権免除は、他国の訴訟手続にかけられた被告が外国主権国家であるという被告の法的地位に着目した「人的な (*ratione personae*)」制度 (「被告が誰か」を問う制度) として構成されているため、制限免除主義の実行を通説的な理解に基づいて把握することの適否は本来であれば問題となるはずだからである。実際、「制限免除主義」のリーディング・ケースとされる国際司法裁判所判決や、日本の国内判決では、通説の説く「人的」制度たる枠組みとは整合的ではない形で判断が下されていることが確認できる。

本稿は、こうした理論的、実証的観点から、現行の裁判権免除制度の規範構造を再検討することを目的とする。通説は、現行の裁判権免除が「人的」制度たることを、免除の歴史の変遷に対する一定の理解に依拠して主張している。すなわち、当該制度は、被告が他の国家ということだけで原則として免除を認める「絶対免除主義」の実行を前提に、裁判権行使の対象となる被告が法廷地国と法的に平等な主体であるという被告の特別な地位に基づく「人的」制度として成立し、その後、免除の対象範囲を量的に減少させて今日でも規律を及ぼしていると理解しているのである。本稿は、通説の理解の拠り所である免除の歴史の変遷を、「なぜ免除されるのか」という免除の理論的根拠に着目して再検討することによって、実行の変遷を基定する法理の質的側面をあぶり出し、現行制度のあるべき理解を示すというアプローチによって検証を行った。

第一章では、現行制度の「人的性格」の有無を巡って争われている学説対立を分析し、裁判権免除のリーディング・ケースを検証する視座を得ることを試みた。その結果、現行制度に「人的」性格を認める通説がその拠り所とする「絶対免除主義」から「制限免除主義」に至る歴史の変遷の理解自体についても、両時代を質的に連続したものと理解することに **Brownlie** を代表する論者から異論が提起されており、通説が根拠として依拠する歴史的理解はそれ自体の妥当性について検証を要するものであることが示されている。**Brownlie** は、「制限免除主義」を訴訟事項の性質に着目して「どこで裁くべき問題か」という視点で適切なフォーラムを探求するものと評価し、「どこで裁くべき人物か」を問題

とする人的法理とは異質なものとして把握すべきと説いたのである。

このように歴史的変遷の理解及び現行法制度の法的性質について評価を異にする通説とBrownlieの見解の対立は、以下の解釈論上の論点として表れていることも明らかとなった。すなわち、両者は、他国を訴えるという要件の有無、行為国の同意の効果、判断枠組、裁判権免除と執行免除との関係(免除の対象となる管轄権の範囲)について、裁判権免除の法的性質に関する自身の理解に基づいてそれぞれ異なる評価を下しており、制度の法的性質に関する評価の違いは、この四つ解釈論上の論点として顕現していることが確認された。こうした学説対立に鑑み、本稿では、上述のように、「絶対免除主義」から「制限免除主義」への変遷について、その質的な違いを浮き彫りにするため免除の理論的根拠という視点から正確に位置付けた上で、そこで示された理論的根拠に基づく法理が人的な特徴を備えたものだったのか、そうでなければ現行法にいかなる特徴を認めるべきなのかという点を、①要件、②行為国の同意の効果、③判断枠組み、そして、④免除の対象となる管轄権の範囲について各判決の中でどの様な理解がとられているのかを検証するという作業を行った。

第二章では、「絶対免除主義」のリーディング・ケースの分析を行った。検討の結果、免除の歴史的変遷については、第一に、「絶対免除主義」のリーディング・ケースでは人的免除法理と共に他国の職務を保護する免除法理による規律が及ぼされており、人的法理のみによって把握しようとする通説の理解が片面的なものであることが明らかにされた。すなわち、「絶対免除主義」の判決には、英米において主権者に古くから認められていた主権者の「自国の」裁判手続からの免除が、「他国」の裁判手続も当然その射程に含むものであることを適切に認識し、あらゆる上位の権威から独立した存在であるという被告の主権者たる特別な地位を理由として、内外問わず、裁判所による裁判権行使から免除されるのだとの理由付けが行われるものがあり、そこでは、まさに「被告が誰か」に着目してフォーラムの適切性が問題とされていた。しかしその一方で、この時代には、一貫して、他の国家が独立した地位に基づいて財産に課したもしくはその実現を目的に行った「職務」の遂行を保護するための免除法理も規律を及ぼしていた。こうした国家の独立の尊重、言い換えれば、不干渉原則に基づく免除法理は、訴訟事項の性質が他国の国際法上保護される「職務」を害するか否かに着目し、「どこで裁くべき問題か」という観点からフォーラムの適切性を問うものであり、人的免除とは異質の法理と位置づけられるべきものであった。

また、この時代の実行では、人的法理については通説の指摘する上記①から④の特徴が確認できたが、職務保護の免除法理においては、①要件、③、判断枠組み、④免除の対象となる管轄権の範囲について、通説とは異なる特徴が確認された(詳しくは後述)。

続いて、第三章では、「制限免除主義」のリーディング・ケースを分析し、法の支配の進展とともに、人的免除法理は廃棄され、職務保護の免除法理のみに依拠して判断されるという展開模様を明らかにした。そして、その結果、「制限免除主義」のリーディング・ケースを基定する免除法理においては、従来の理解とは異なる特徴が確認されることが示された。

第一に、職務保護の免除法理においては被告が誰かは問われないのであり、他国主権者の財産や行為が他国における手続の対象とされることによって、国際法上保護される「職務」の実現が害されうる事案であることが示されれば、免除規範は適用されるものと考えられていた。次に、行為国の同意の効果は、職務保護の免除法理を前提としても認められていたが、判断枠組は、通説とは大きく異なる枠組が採用されていた。通説の説くように、免除を原則として措定するのではなく、私人の請求内容を吟味した上で、それが他国の職務の実現を害する性格のものである場合にのみ免除を導出するとの理解がとられていた。そして最後に、職務保護の免除法理において免除の対象となる管轄権は、裁判手続のどの段階で他国の「職務」実現が害されると評価されるかに依存するものであり、免除の対象は、事案の性質に応じて多様な管轄権を対象としうることが確認された。

以上の検討を通じて、本稿は、「制限免除主義」と称される現代の裁判権免除が具体的にどのような形で機能するか（同意の効果及び判断枠組み）について評価を異にする点はあるものの、訴訟事項の性質に着目し「どこで裁くべき問題か」を問う法理であり、「被告が誰か」を問う人的免除法理とみなすことは誤りであるという **Brownlie** の指摘が現代のリーディング・ケースの理解として妥当であることを実証的に検証した。「絶対免除主義」の先例を念頭に提示された人的免除という制度の性格づけは、少なくとも英米の実行で採用されている現行の裁判権免除については誤りであり、従来の実行の理解を一度解体し、裁判権免除制度の各則について改めて内容を確定していく作業が求められているのである。

本論文は 5 年以内に刊行の予定であり、刊行に支障が生じない範囲で公開した